

議案第10号

京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年8月7日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 上村 崇

提案理由

京都府旅費条例の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。



京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例（平成19年京都府後期高齢者医療広域連合条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2条第2項に規定する指定職」を「中指定職」に改め、同条第2項中「第2条第2項に規定する指定職」を「中指定職」に、「に掲げる者にあつては旅費条例中7級以上の職務にある者と、同項」を「及び」に、「6級以下」を「指定職の職務以外」に改める。

第5条中「6級以下」を「指定職の職務以外」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

